

要　望　書

全国市議会議長会は、平成29年度建設運輸施策について
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成28年7月

全　国　市　議　会　議　長　会
会　長　岡　下　勝　彦
(高松市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長　伊　藤　聖　一
(坂井市議会議長)

目 次

| | |
|----------------|----|
| 1. 地方創生の推進 | 1 |
| 2. 自然災害対策の推進 | 3 |
| 3. 各種交通基盤整備の推進 | 10 |
| 4. 都市基盤整備の推進 | 17 |
| 5. 観光立国の推進 | 21 |

1. 地方創生の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持していくためには、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくことが極めて重要である。

今年度、地方創生は、「戦略策定」から「事業推進」の段階へと移行する。現在、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めており、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、施策の展開に取り組んでいるところである。

地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生の大きな流れを緩めてはならない。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

2. 地方創生推進交付金等の弾力的な運用

「地方創生推進交付金」については、交付金の趣旨に沿つ

た事業を行う場合、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除するなど使い勝手のよいものとすること。また、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう要件の緩和など弾力的な取扱いを行うこと。

3. 地方分権改革の一層の促進等

地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方からの提案の実現をはじめ地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じてその役割を適切に發揮できるよう議会の機能強化に努めること。

2. 自然災害対策の推進

東日本大震災、平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、防災・減災対策の抜本的見直しを各種地震・津波対策へ反映し、その実効ある取組を行うことが急務となっている。

また、近年、台風や豪雨などに起因する水害や土砂災害が多発し多くの人命が失われ、都市においても甚大な被害が発生していることから、住民の生命、財産を守るため、これら自然災害対策の更なる充実強化が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波対策について

(1) 地震防災対策の各法律に基づく地震・津波対策について、各種施策の早期具現化を図るとともに、災害防止対策に重点的な予算配分を行うこと。併せて地方負担額の軽減措置を講じること。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画等に基づく大規模災害対策等の防災・減災対策の取組を着実に推進するとともに、各地域の

実情に応じた地震津波対策が可能となるよう総合的な支援措置を講じること。

(3) 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の国庫補助上限額の撤廃又は引上げを行うこと。

事前復興対策としての高台移転用地開発と、医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する助成制度を創設すること。

(4) 大規模地震への備えとして地方自治体が行う、被災者支援備蓄物資及び備蓄倉庫整備に対する補助制度の創設など防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

併せて、防災・減災に資する緊急対策の実施及び財政支援制度の創設を図ること。

(5) 「津波防災地域づくり」を総合的に推進するため、市町村が作成する推進計画に盛り込まれる、津波防護施設、避難ビル等の施設整備のほか、ハザードマップ作成など警戒避難体制の整備など各事業への支援制度を充実強化すること。

併せて、推進計画区域内において実施する海岸保全施設、港湾施設、河川管理施設等にかかる施設整備への支援を強化すること。

(6) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共施

設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。併せて、民間施設・住宅家屋等の耐震化を促進するための財政措置の拡充強化を図ること。

- (7) 道路、橋梁、上下水道等のインフラ資産の耐震化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災対策を促進すること。
- (8) 大規模災害時における広域的ネットワーク形成のため、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (9) 東日本大震災により被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾などの社会基盤施設及び宅地等の液状化対策を支援するため、特別立法を制定すること。また、今後の地震等により液状化の発生が懸念される地域についても早期に対策を講じること。

2. 災害時の情報伝達等の充実強化について

- (1) 災害予知、豪雨等の観測体制及び予測体制の充実・強化等のほか、防災施設に係る安全基準の見直し等により災害防止を図ること。

(2) 地震観測研究の充実及びG P S 波浪計や海底津波計等の津波観測システムの整備等による総合的な地震・津波の観測、監視体制を強化すること。

(3) 災害発生時に、迅速な情報収集・提供を図る防災無線などの各種情報通信手段の整備を推進すること。

また、二次災害発生防止のため、適確な情報提供、安全対策を講じるとともに、適切な避難勧告を行うための適時適切な情報提供を行うこと。

さらに勧告基準を明確にするための指針の作成を行うとともに、危険地域住民に対する「防災教育」に努めること。

(4) 避難を促す防災行政無線やサイレンが聞こえにくい海域海岸利用者のため、旗など視覚的な伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

3. 治山・治水対策について

(1) 頻発する台風や大規模豪雨などによる被害を踏まえ、ハード・ソフト対策を連携させた効率的で重点的な水害・土砂災害対策を講じること。

また、被災後における住民生活を確保するため、ライフライン各施設の早期復旧、流出土砂の処理対策等の促進を

図ること。復旧・復興を支える砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設のほか、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧を行うとともに地域産業の復興対策を講じること。

(2) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政、技術的支援を講じること。

また、深層崩壊の発生素因となる地質研究等も含め、詳細な調査を行いその対策を講じること。

(3) 今後の流域治水対策に関しては、近年の災害の特徴を踏まえた計画高水流量の見直しを行い、利水・流域環境整備の視点も踏まえた基本の方針を策定し、総合的な治水対策の推進を図ること。

(4) 今後の気象変動に伴い、自治体が実施する浸水被害対策及び局所的な豪雪の増加に備えた雪害対策について十分な財政措置を講じること。

(5) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川氾濫や急激な増水による建物、地下街への浸水などの災害を防止、軽減するため、内水排除のための河川工事、都市下水路の整備のほか、雨水貯留施設の整備を促進すること。また、「下

「水道浸水被害軽減総合事業」などに対する支援制度の拡充強化を図ること。

4. 災害復旧・復興支援について

(1) 被災自治体の災害復旧、復興対策に万全を期すため、災害復旧事業に要する経費の地方負担に対して、更なる支援の充実を図るとともに、市民生活の復旧に直接影響する排土や風倒木の除去といった小規模な災害復旧事業へも財政措置を講じること。

また、公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して国庫補助の嵩上げを行う激甚災害制度の指定基準等の要件を緩和すること。

災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

(2) 被災者生活支援に対する財政支援の充実強化などにより、被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、被災者の生活再建のための措置を講じること。また、災害救助法及び被災者生活再建支援法の運用にあたっては、法の適用による不備や被災者間の不均衡が生じないよう、対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支援対象要件の

緩和を図るとともに、支援金支給額の引上げを図ること。

- (3) 地震などで住宅が被災した場合の支援策である、「住宅応急修理制度」を拡充強化するとともに、自然災害に対する保険や共済制度など被災住宅の再建を支援する制度を国において創設すること。
- (4) 「災害援護資金」については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。
- (5) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪対策の一層の充実を図ること。

3. 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、地域相互の交流と連携を支えるとともに、住民生活や地域の経済、産業を発展させ、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、高規格幹線道路網の供用率は8割にとどまり、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されず、また、高齢者や子どもなど交通弱者の生活を支える地方鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、より一層の整備促進や支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路の整備促進について

(1) 流通や観光等による経済効果をもたらすほか、災害発生時に救援、復旧活動のための「命の道」として重要な役割を果たす高規格幹線道路網の早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期すこと。

また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成

す地域高規格道路の整備についても所要の財源を確保すること。

- (2) 高速道路のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。
- (3) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。また、利用率向上に向けた努力を行うことにより、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。
- (4) 高速道路の更新費用等と償還の扱いについては、債務の確実な償還と将来の更新等に対応可能なものとすること。
- (5) 一般国道及び地方道の慢性的な交通渋滞の解消等を図るため、4車線化やバイパス、環状道路などの道路交通環境整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。
また、住民生活や地域経済の障害である自動車交通不能区間の早急な整備を図ること。
- (6) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (7) 積雪寒冷地域等の安全・安心な市民生活に必要となる道

路除排雪体制の充実強化を図ること。

2. 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 全国新幹線鉄道整備法の基本計画により定められた全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。
- (2) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。
なお、その整備に当たっては、公共事業費の重点配分や貸付料の活用などにより、安定的な事業推進が可能となるよう建設財源の確保を図るとともに、地方負担については適切な財源支援策を講じること。
また、既着工区間の工事費の増額分については沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処するとともに、地域振興に資するよう適切な配慮を行うこと。
- (3) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期全線同時開業を推進するための諸施策に着手すること。
- (4) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に支障が出ないよう、着実に整備を進めること。また、整備効果拡大のため、運行本数の確保、二次交通への運行支援など旅客利便性の向上のほか、

新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。

(5) 新幹線開業時にJRから経営分離される並行在来線について、路線維持のための地元負担及び鉄道資産取得などの初期投資等に対する交付税措置等の助成措置を拡充するとともに地方負担軽減のための新たな仕組みを早急に講じること。

また、JRから譲渡された鉄道資産に対する税制措置を拡充するとともに、新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例を創設すること。

(6) 並行在来線については、地域公共交通を確保するため、運行の安全性や経営主体の健全な経営が確保されるための特別な財政支援等の措置を積極的に講じること。

また、並行在来線とJR等の乗継割引に対する財政支援制度を創設すること。

3. 地方鉄道等に対する支援について

(1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算総額を増額するとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通の活性化や再生を支援する新たな補助制度を創設する

こと。

- (2) 中山間地等、過疎地域における鉄道を軸としたまちづくりの特区申請を認め、国としてJRや自治体に対して最大限の支援策を講じること。
- (3) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき、廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議、合意を経て行うよう法的整備を行うこと。
- (4) 地方鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度の創設を図ること。

地域公共交通維持のため、沿線市町村が支援を行う路線については、JRや大手民鉄に対しても 設備投資や維持管理、設備更新に関する費用についても補助対象となるよう制度を拡充すること。

さらに、地方鉄道等に支援している地方自治体に対する財政措置を講じること。

4. 地域公共交通に対する支援策の強化について

- (1) 地域公共交通の現行路線の維持存続、事業の継続実施や運行の安全性の確保のほか、将来にわたる安定的な経営のための事業改善への取組を支援する制度の拡充強化を図ること。

(2) 都市の再生や地域の活力の向上とともに、持続可能な公共交通ネットワーク形成を推進する地域公共交通網形成計画策定のための支援制度を拡充すること。

また、コンパクトシティーの実現、公共交通空白地域の解消、地域公共交通網の充実など、地域の実情にあった多様な取組に対する柔軟な支援を可能とする制度等の拡充を図ること。

(3) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進を図ること。

5. 地方航空路線の整備促進について

(1) 地域の経済発展や特色ある産業の育成を支える地方航空路線維持のための重点的な措置を講じること。

(2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

6. 港湾の整備推進について

(1) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、耐震強化岸壁、地震・津波対策に資する防波堤整備など災害対応力を強化するとともに、地域経済の活性化に資する、基盤整備の充実を図ること。

- (2) 老朽化が進む既存港湾施設に対して、予防的な維持管理の考え方を踏まえつつ、港湾施設の緊急点検を行い、安全性を確認するとともに、ハード・ソフト両面からの老朽化対策を実施すること。
- (3) 我が国の貿易取扱量の99%を占める港湾は、重要な貿易拠点であることから、港湾関係施策を充実強化し、グローバル化に一層対応した国際競争力の向上を図ること。
- また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (4) 地方自治体が行う岸壁・防波堤築造、航路浚渫、埠頭用地創成等についての一層の支援措置を講じること。また、地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港の施設整備のために交付される、港整備交付金の負担率及び補助率の嵩上げを図ること。

7. 離島航路・航空路に対する支援について

離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持確保を図るため、抜本的な支援策の拡充強化を盛り込んだ関連法を早期に制定すること。また、航空機の購入や運航費の補助など、支援策の充実強化を図ること。

4. 都市基盤整備の推進

街路、上下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻するなど、様々な問題を抱えており、また、中心市街地等においては、今後更に進行するとされる少子高齢化への対応が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 社会インフラ整備の推進について

- (1) 道路、橋梁、上下水道、河川管理施設など国民の命と暮らしを守るインフラの着実な整備を推進すること。
- (2) 社会資本総合整備事業において年度をまたいだ事業執行が可能となる新たな制度を創設し、関連する制度の整備、改革を行うこと。
- (3) インフラ等社会資本の経年劣化対策については、真に必要な社会資本とのバランスを取りながら維持管理・更新を行うこと。

また、各インフラの維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくための必要な予算の確保を図るとともに、緊急に修繕等の措置が必要となった場合には、優先的に財政支援を行うこと。

さらに、地方公共団体が維持管理・更新に活用可能な補助金、交付金の充実のほか、技術的支援を行うとともに、人材確保のための充実した研修を行うこと。

(4) 良好的な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が立ち遅れている地域の下水道整備を推進すること。

(5) 下水道施設の新規整備については、国庫補助率の更なる嵩上げを行い、下水道事業債への依存割合を軽減すること。また、既存の下水道施設の修繕等の維持補修にかかる費用についても、国庫補助対象とすること。

2. 中心市街地活性化の推進について

(1) 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。特に、病院や福祉施設等のまちなかへの移転促進や空きビルの有効活用などを推進すること。

(2) 中心市街地における交流拠点としての多目的広場やアーバン

ケード、駐車場等の整備に対する支援を拡充すること。

(3) 経済的で地球環境の負荷軽減も期待できる自転車の安全かつ快適な利活用のため、自転車レーンなど自転車走行空間の整備を図ること。なお、社会問題となっている放置自転車について、駐輪場整備等の対策を強化すること。

3. 都市公園の整備推進について

(1) 緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境を提供する都市公園の整備を促進するため、都市公園事業・緑地保全等事業に対し、十分な支援措置を講じること。
また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

(2) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。

4. 郵便局サービスの維持について

過疎地域等の利便性維持のため、郵便局により郵便・貯金・保険のサービスが一体的かつ確実に提供されるよう所要の措置を講じること。

5. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に 向けた地域における取組への支援と環境整備について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化へつながる好機とするため、関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

また、大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。

さらに、すべての世代が健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、自治体が進めるスポーツを活用したまちづくり等への支援を推進すること。

5. 観光立国の推進

観光は、我が国の重要な成長戦略と位置づけられるとともに、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などに大きな効果を期待されている。

観光立国の実現には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要であり、国が主導的な役割を果たし、官民一体となった取組が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 訪日旅行促進事業を強力に推進するとともに、訪日ブランドの強化のほか、官民一体となった情報の発信に取り組むこと。
- (2) 地域に与える経済波及効果の大きさ、ビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する国際会議や展示会等の開催について国が主体となって誘致をすること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域の観光振興に資する各種支援策を講じること。

2. 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 滞在型観光を促進するため、地方自治体や関係団体・企業等が連携し、地域の観光圏を創造する「観光圏整備事業」の一層の充実を図ること。
- (2) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、観光地におけるWi-Fi環境の整備などICTインフラを整備するほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (3) 観光圏内の鉄道やバス、船舶等の交通機関を共通して利用できる観光客向け周遊券の導入や販売促進等に対する支援を図ること。